

## 議 事 内 容

専務理事	第 85 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
議長	それでは、ただいまから第 85 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 18 名の出席をいただいております。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	次に、前回の委員会で、〇〇市(町)の特定建築条件付き売買予定地への転用案件について確認事項がありましたので、〇〇農業委員会事務局から報告をお願いします。
〇〇農業委員会	(前回の案件について説明。)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・10 件のほか、「相続土地国庫帰属制度について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
議長	それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、〇〇市（町）・〇〇委員と〇〇市（町）・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議長 はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。

議長 はじめに、〇〇農業委員会から4-1の案件について説明をお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号4-1について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1～5-3について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-4について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-5について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-6について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-7について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-8について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会	(整理番号 5 - 9、5 - 10 について、資料に沿って説明)
議長	農地法第 4 条関係 1 件、第 5 条関係 10 件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第 4 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の病院の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	転用理由に職員駐車場が契約満了に伴い利用できなくなったということで、この代替地かなと思いますけど、土地の利用及び施設の概要を見ると病院 3 棟と書かれていますけど、その既存駐車場はどうなるのですか。返還されるのか、それとも既存施設も含めて建て直し何かされるのか、その辺をもう少し詳しく教えていただきたいです。
〇〇農業委員会	拡大図の〇〇〇〇と書いてあるところのすぐ左のところに、2,600 m <sup>2</sup> 位の宅地を駐車場として借りておられたんですけど、今回そちらが貸される方のご都合により、もう契約満了で継続しませんとのお話があったということで、そちらの分の代替地ということで今回の申請地、今回は北の方になりますけど、そちらを代わりにということなので、あくまでも民民の話し合いの中で契約が満了していることです。
〇〇委員	そうするとここは元々田であったところを埋め立てて、駐車場契約をしていた。それを再契約しないということで、現存の土地というのは、その所有者がどういった利用をされるのかというのは分からないということですか。

〇〇農業委員会	はい、既存の駐車場ということで今回契約満了になるところは雑種地となっております。今後の利用については、そちらの方の貸人の方のご都合ということなので、どういうふうになるのかはこちらの方では聞いておりません。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	それでは、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)

議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	これは賃借権ですよ。年数が何年か分かりますか。
〇〇農業委員会	年数は20年になります。
〇〇委員	これは田が3,665㎡ありますよね。水張りをしないと、もうこれは水田に戻せないということになるんじゃないですかね。
〇〇農業委員会	更新される予定は多分あると思います。今までもずっと水田は作られていますので。
〇〇委員	20年位するとおそらく太陽光の発電能力はダウンしてしまうと思うんですね。そのときのパネル関係の後処理は誰がどういうふうにするのかの契約はされているのですか。
〇〇農業委員会	事業者の方が後処理をするというふうに聞いております。
〇〇委員	書類に残っているわけですね。
〇〇農業委員会	口頭で確認しております。
〇〇委員	口頭で確認ってことは、例えばこの方が亡くなって息子さんの代になったときに分からなくなるので、後処理をどうするかということはちゃんとしておかないといけないと思います。
〇〇委員	この太陽光パネルを産業廃棄物として処分しなくてはいけない状態になったとき、太陽光パネルの産業廃棄物処理業者が日本国内にどれだけ

あるかという、福岡県に1社だけしかないと先月聞きました。これから10年15年後に太陽光パネルの寿命がどんどん来るんですよね。これが後々、問題になるでしょうということです。参考までです。

〇〇委員 以前、太陽光パネルの産廃処理問題について、県や国の考え方をお尋ねするとか申し出たらどうでしょうかという意見を申し上げたんですけど、その辺、事務局の方でアプローチをした結果とか、県のその廃棄物担当の方あたりに当たってみた結果とか、少し分かっているようでしたら、教えていただきたいんですけど。

議長 まだ経済産業省や国土交通省がどうするとか、そういう解決策とか何とかはまだこれからという状況だったと思います。

〇〇委員 具体的なことはまだ出ていないってことですね。

議長 はい。それでは、他にご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の物流センター用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の申請の資材置場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 規模は1町ですが、調整池は37ページのどこになりますか。

〇〇農業委員会 調整池はありません。

〇〇委員 私は今まで開発するときには調整池が必要だと思っておりましたが。

〇〇農業委員会 開発の方はもう市の方で許可が出ていると聞いております。

〇〇委員 1町以上になる場合は、農業委員会事務局でこの事業者には調整池はどこですかと質問をする必要があるのではないですか。1町を切れれば問題ないかと思いますが。農業委員会事務局の方が分からないというなら、農業会議で分かりませんか。

議長 確認してもらうので保留にして、5-7に進みたいと思います。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の住宅用地、駐車場用地、宅地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 駐車場用地と宅地拡張ということで土地の利用に記載されていますけど、これは住宅用地の37区画以外の宅地拡張ということで、これはどこを指すのですか。

- 〇〇農業委員会 49 ページと 50 ページに区画図があります。駐車場用地に関しては、50 ページの下辺に駐車場用地 1、2 とありますけれども、今回の譲渡人の 2 名の方が、元々雑種地でその付近に駐車場として使われていた用地を開発に利用することによって、同時利用地として確保したものですから、その分をお返しするという形になります。宅地拡張は、49 ページの左側の上の方に宅地拡張用地という三角っぽい余地があると思います。その田の譲渡人の方の家がその上部にあり、宅地分譲用地にそぐわない用地がちょっと残ったものですから、そこはもうその所有者の方にお返しするという形の宅地拡張用地ということになります。
- 〇〇委員 通例、そこはかけ離れた方がいいと思います。宅地拡張というのは、敷地面積の 2 分の 1 を超えないものとかいろいろあるんですが、これが見えません。
- 〇〇農業委員会 県の農山村課と協議をいたしまして、3 種農地であることからこのような転用目的でいいということで回答いただいております。住宅用地と駐車場用地と宅地拡張用地は区別して目的としてくださいという指導を受けました。
- 〇〇委員 駐車場はいいのですが、宅地拡張に限っては、一般的に分譲住宅に付随するのはおかしいんじゃないかなと思います。
- 〇〇農業委員会 造成工事を〇〇〇〇が行うということで、一連の工事とみなしてよいという回答でございました。転用者自体は変わりがないということで。
- 〇〇委員 地権者の方は今までどの位の宅地に住まれているか分かりますか。
- 〇〇農業委員会 そこに隣接した宅地の所有者の方で、今回の分は農地として使われている部分になります。農地としてそこを転用されるために、ちょっとここが変な形で余ってしまうということです。
- 〇〇委員 なかなか分かりづらいですね。住宅用地と駐車場まではいいんですけど、宅地拡張というのは、自分は県に対してちょっといかなものかと思います。自分としては分からないわけだし。
- 〇〇農業委員会 道路とかを区画割りしたところに残ってしまう部分があったということで、隣接の宅地の方が造成後にそこを譲り受けられるということです。



〇〇委員	農地が残ったからこの件にくっつけるということでしょう。それははっきり言って勝手なことです。
〇〇農業委員会	造成工事が一連の工事であるということで同じ申請となっております。
〇〇委員	住宅用の敷地拡張ということになっているので、隣にこの地権者の方の宅地が付随していたら分かりますが。
〇〇農業委員会	隣の方の宅地とは付随しています。
〇〇委員	それなら、そういうことまでこの図面に載せてもらわないと分かりません。
〇〇農業委員会	はい、申し訳ございません。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)

議長 挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の  
レジャー施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 ここの中央に鍵の形で残っている部分はどういうことでしょうか。名  
義が違うのか、内側に残っているのだからなんなのかなと思ひまして。

〇〇農業委員会 ここの地目に関しては農地でございまして、所有者さんがこのまま残  
したいという意向があつてこのような形になっております。

〇〇委員 そこは水とか営農には困らないのですか。

〇〇農業委員会 問題ありませんし、転用に対する同意も取れております。今後も耕作を  
続けられる予定です。

議長 他にございせんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異  
議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として  
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 それでは、先程の5-6の件について、農業会議事務局から説明をお  
願ひします。

農業会議事務局 先程〇〇市(町)の会長さんが言われたように、5,000㎡以上の開発を  
する場合は、調整池が必要だという指導がかつてあつたことを知つてお  
ります。ただ県の農山村課の転用担当に聞いたところ、現在1年以上在  
籍しているが、そういう話は聞いてないと。調整池が云々の話はあつた  
と思うけれども、中山間地に対してそれを適用するかということについ

	ては定かではないので、確認の時間をくださいという回答でございました。
議長	それでは来月補足説明をお願いします。
議長	では、5－6について採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(挙手多数)
議長	挙手多数でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係10件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「相続土地国庫帰属制度」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議長	最後に、その他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
〇〇委員	皆さま、お疲れさまでした。 今回は5月15日となりますので、ご予約をお願いします。

14時55分